

「鹿児島県県民の日を定める条例」の骨子（案）

【1 条例の名称】

「鹿児島県県民の日を定める条例」とします。

【2 条例の目的】

この条例は、明治百五十年を記念して、県民が、郷土の歴史や文化を見つめ直し、郷土に対する理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育むことにより、自信と誇りを持って、より豊かな鹿児島県を築き上げることを期する日として、県民の日を設けることを目的とします。

【3 県民の日】

県民の日は、7月14日とします。

【4 県の事業等】

- (1) 県は、県民の日の啓発を行うとともに、県民の日を中心として、県民の日にふさわしい事業を行うものとします。
- (2) 県は、県民及び市町村その他の団体に対し、県民の日にふさわしい事業を行うよう協力を求めるものとします。

【5 使用料等の特例】

県民の日には、県が設置した公の施設の使用料及び利用に係る料金（以下「使用料等」という。）で規則で定めるものについては、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、これを免除するものとします。